

# 『道頓堀川沿いの屋外広告物調査及び是正指導状況』【令和8年1月9日時点】

## 1. 調査の目的

- \* ミナミには屋外広告物が数多くあるため、中央区ビル火災を踏まえて、屋外広告物が建築基準法及び屋外広告物条例に基づき適法に設置されているかの確認を行うとともに、必要に応じて是正指導を実施

## 2. 調査対象範囲

- \* 屋外広告物の表示面積を緩和（壁面面積1/3→4/5）している『道頓堀川に面する』場所
- \* 当該エリアは東西に長く連なっており（堺筋～四つ橋筋）、屋外広告物が相当数あることから、段階的に調査を実施
  - ◆ **第1フェーズ**：『太左衛門橋～御堂筋』区間
  - ◆ **第2フェーズ**：『堺筋～太左衛門橋』区間 及び 『御堂筋～四つ橋筋』区間

## 3. 調査実施内容

- (1) 調査対象：エリア内にあるすべての屋外広告物
- (2) 抽出方法：目視により抽出
- (3) 調査項目：以下の通り

所属	観 点	調 査 項 目
共通	i 各広告物の <u>問合せ先</u> の確認	・ 広告物許可情報や各広告物表示の連絡先に基づき特定
計画 調整局	ii <u>建築基準法への適合性</u>	・ 高さ3m超又は屋上広告物の主要部分の不燃材料使用の有無・件数
		・ 工作物確認が必要な物件（高さ4m超）の有無・件数
建設局	ii <u>屋外広告物条例への適合性</u>	・ 許可・無許可の有無・件数
		・ 無許可物件に対する許可基準の適合性の有無・件数

- (4) 調査方法：確認した問合せ先に対して適合性にかかる調査票を送付  
調査票の回答内容により、必要に応じてヒアリング等の追加調査を実施



## 4. 進捗状況

### (1) 第1フェーズ【太左衛門橋～御堂筋】：149件

\* 令和7年9月～ 調査のうえ適合性確認後に是正指導を順次実施中

#### ① 建築基準法に係る調査及び是正指導状況【令和8年1月9日時点】

・ 高さ3m超と思われる広告物及び屋上設置の広告物（86件）を対象に調査

◆ 回答あり：73件 ⇒ 不適合事案については是正計画の提出を求めている

◆ 回答なし：13件 ⇒ 回答を督促中

#### ② 屋外広告物条例に係る調査及び是正指導状況【令和8年1月9日時点】

(単位：件)

合計	対象外	対象	許可済	無許可	うち是正済	回答なし (督促中)
149	49	90	49	41	8	10

### (2) 第2フェーズ【堺筋～太左衛門橋、御堂筋～四つ橋筋】：約250件（速報）

\* 令和8年1月～ 年度末までの完了を目途に調査に着手済（是正指導は順次実施）